

## 児童虐待 事例報告 I

加 藤 三 雄

### はじめに

最近、児童虐待が社会的問題としてクローズアップされその対応については、いろいろな角度からアプローチが試みられているものの、中々成果があげられず、件数も年々増加の一途を辿っている。愛知県の東三河児童・障害者相談センター調べの全国児童相談所相談件数調査においても、平成3年度は1,171件であったものが、平成12年度は18,804件と実に10倍に膨れ上がっている。虐待の背景については、様々な理由が考えられるが

- 1 子どもが少なくなり、若い両親が、子育てについての経験が少なく、周りから教えられることも無く、迷いを持つ。
- 2 都市化、核家族化が進む中で地縁、血縁関係が薄くなり家庭の養育機能が低下する。
- 3 情報社会の凄まじい発達の中、情報の氾濫に親が子育てに混乱する。これらの事柄などが考えられる。

次に虐待の発生要因としては4項目があげられる。

#### 1 ストレスの高い家庭状況

夫婦の仲の悪さ 経済的困難 家族の中に病人がいる 不安定な就労

社会的に周りの家と心理的隔離の状況におかれている

#### 2 親の要因

親になれない未熟さ 問題のある育児態度 精神障害がある 親自身が子どもの時、虐待をうけていた

#### 3 子どもの要因

生来的によく泣きぐずる子 要求に強く執着する子 望まれない出生多胎児 未熟児 発達の遅れが目立つ

#### 4 親と子どもとの関係要因

母子分離による愛着形成不全 親が特定の子どもの愛着を感じない等

虐待の分類については大きく4項目に分けられる。

- (1) 身体的虐待
- (2) 性的虐待
- (3) ネグレクト（無視）
- (4) 心理的虐待

もっともよく外見から判断できるものは、身体的虐待であり、本人が訴えない限り解り難いものが、性的虐待である。

#### 5 虐待に対しての留意事項

虐待を疑ったら、児童相談所や関係機関に連絡をとることが法律に、定められている。

児童相談所は、関係機関と連携し事態に対応してゆく。

- 6 家族や子どもの援助の基本的ポイント。
- (1) 地域で関係しながら、暖かい目で家族を見守る視点を持つ。
  - (2) 自分の価値判断で虐待者を責めない。
  - (3) 受容的に相手の話を受け止める。
  - (4) 子どもの言動を親が理解するように助けるとともに、虐待が起きないように方法について家族と共に考えを出す。
  - (5) 親に頻繁に会う。
  - (6) 子どもが自分の気持ちを素直に出せるような状況を醸し出し、子どもに自信を持たせる。
  - (7) 子どもと行きあえる状況設定に心掛ける。
  - (8) 専門機関とつぶさに連絡をとる。
- これらのことを実行すれば、ある程度は防ぐ可能性が高いといえよう。

児童虐待の対応についての流れについては、図1の様になっている。

## I 関係する法律について

法的には平成12年5月24日法律第82号において児童虐待の防止に関する法が公布されることとなった。

そのあらまは以下の通りである。

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する、国および地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たないものをいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の関係の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防

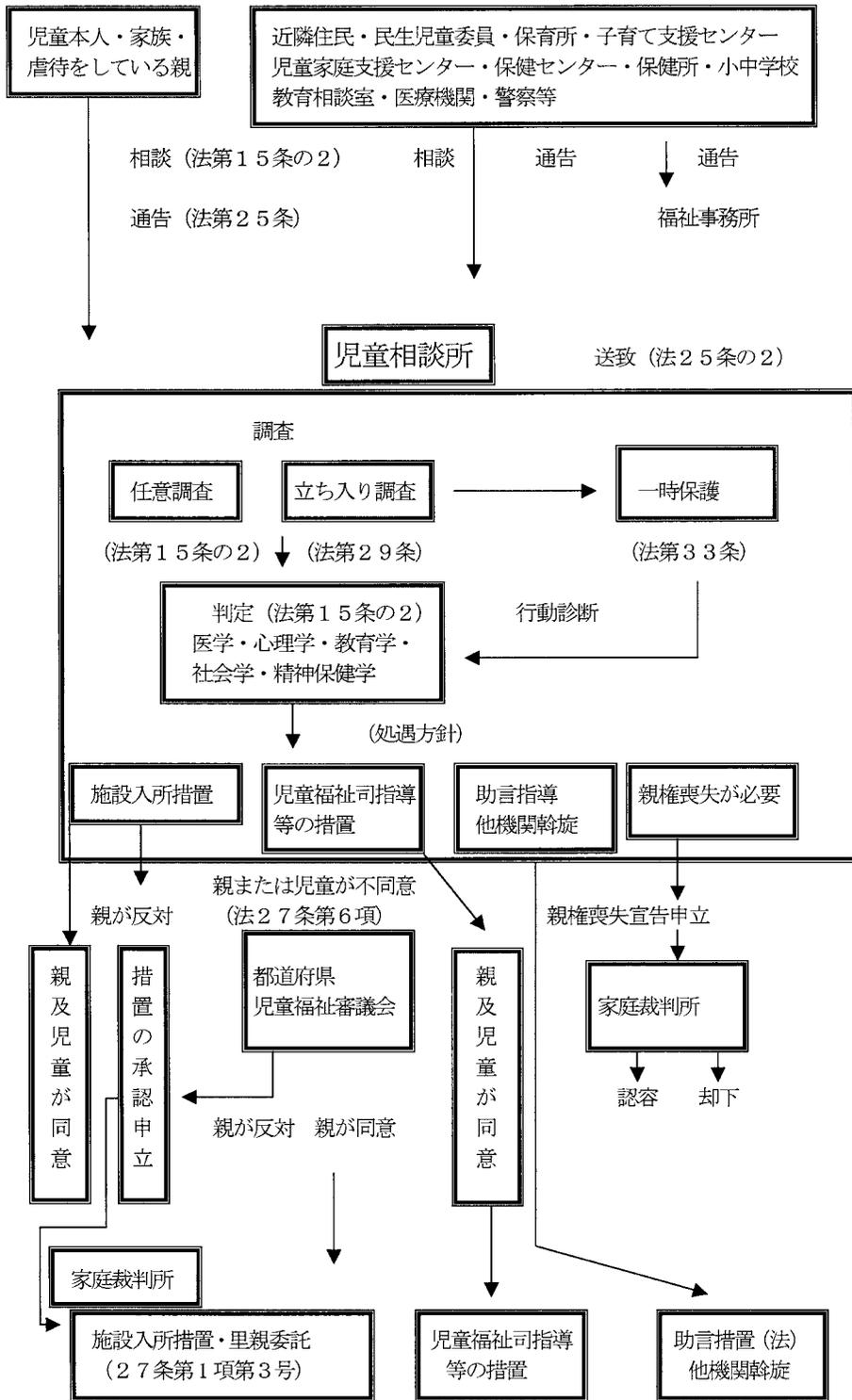


図1 児童虐待の防止等に関する法律

止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係わる通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(児童虐待の早期発見)

第5条 学校の教職員、児童福祉設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に、職務上関係ある者は児童虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係わる通告)

第6条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかにこれを児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定により通告しなければならない。

2 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと判断してはならない。

第7条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係わる児童福祉法第25条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第25条の規定に

よる通告又は同法第25条の2第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は速やかに当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認める時は、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第62条第1号の規定を適用する。

(警察官の援助)

第10条 第8条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認める時は、警察官の援助を求めることができる。

(指導を受ける義務等)

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない

い.

- 2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

(面会又は通信の制限)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第28条の規定により同法第27条第1項第3号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護者の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面接又は通信を制限することができる。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第3号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第2号の措置を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

- 第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに関して、その適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係わる暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることは

ない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法(明治29年法律第89号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第16条 この法律中都道府県が処理する事とされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という)及び同法252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に摘要があるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この法律は公布の日(平成12年5月24日)から起算して6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日(平成12年11月20日)から施行する。ただし付則第3条中児童福祉法第11条第1項第5号の改正規定及び同法第16条の2第2項第4号の改正規定並びに付則第4条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 児童虐待の防止等のため制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

以下略

## II 事 例

今回はこれらの法的根拠のもとに係わった事例について、全体の流れと考察をこころみることとした。

そして本事例は幼稚園からの通報であり保育士養成、幼稚園教諭の資格を与える本大学の機能から言えば、今後家族支援が強化される時代の流れとはかなり密接に関係してゆくであろうことは、論をまたない。家族援助論なる科目も深くかかわりを持つことになるといえよう。幼稚園や保育園ではいかなる働きが出来、またしなければならぬか、特に保護者との話し合いが可能な最前線とも成り、その接近がかなり児童を救う役割として期待される。そのような意味合いからも今回は、幼稚園とのきめ細かな連係のケースで分析を試みた次第である。

本事例は、筆者が児童相談所でスーパーバイザー職として、ケース担当の児童福祉司と、チームをくみ幼稚園や病院とも連係が持て、比較的、教科書的な典型例として予後が良好なものを掲げることとした。なおここまで比較的良い方向に進むケースは児童虐待相談においては少ないという認識を社会は持つべきであることを付け加えたい。かなりの専門的知識(法的根拠を押さえること)、カウンセリングの深い経験が

されていること、ケースワークの地道な長い経験があること等、担当児童福祉司の高度な専門的技量を要求され、さらに児童福祉司の深い人間愛の賜物である事を強調したい。

### 事例紹介

- 1 児童名 L. T (女子)
- 2 満年齢 6歳
- 3 家族構成
  - 母 25歳 パートの仕事をしている
  - 男 23歳 会社勤務
  - 妹 3歳 幼稚園通園中
  - 弟 1歳

### (家族の成り立ちの説明)

当世帯は、25歳の母親、6歳の本児、3歳の妹、1歳の弟、同居の男の5人家族である。戸籍によれば、平成X-1年11月に本児の両親は離婚し、平成X年1月に弟が生まれ、3月に母親と本児たちが、現住所地に転入したとなっているが、母親と同居の男は、本児の両親の離婚前から付き合いがあったようだ。母親と同居の男は婚姻しておらず、内縁関係であると思われる。

同居の男の住民登録(住民票)と本籍は、同じ市内の北西地域にある。

戸籍上、本児の初めての弟の父親は、離婚前の父親が書かれておるが、母親と同居の男のいずれもが、現在の男との間の子であるという。

### (調査による世帯の履歴)

平成X-7年2月20日

父「H. N.」と母「旧姓S」結婚

平成X-1年11月12日

両親離婚

平成X年1月21日

長男出生

平成X年3月31日

S県からT市へ転居

#### 4 虐待の状況

本児には、同居の男からしつけと称した本児への頻繁な顔面殴打等の虐待がみられた。その経過を追う

平成X年4月中旬から7月下旬の間に、児童相談センター（以下センターと記述）が把握している限りでも、左目の周りに痣が2回、右頬が赤くなっているのが1回、左頬が赤くなっているのが1回、両足に無数の痣が1回、膝から下に6ヶ所ほどの痣が1回あり、虐待はエスカレートしたものと思われた。

なお、男に言わせると、本児が万引きを2回したので、そのしつけのために、殴ったというのが理由である。

\*虐待防止法の解釈では、どのような理由であれ、こどもに傷を負わせたことは、これだけで虐待であると定義される立場をとることとなっている。

平成X年6月9日

世帯訪問を行い母親と面接を行った後、7月下旬に左目の周りに新たな蒼痣をつくり登園（前日に殴られたと思われる）したため、センター職員2名が幼稚園へゆき、本児の状態を観察した。かなりひどい痣であったため、センター職員が病院へ連れてゆき受診した結果、全治数週間のけがと判明し、即日入院となり、詳しく検査を行うことになった。

退院後、虐待がエスカレートしている、男のいる家庭へ帰すことは、危険であることは、明らかゆえ、入院先の病院で一時保護を受けることとなった。

\*大きな病院では通常の入院とは別の機能

として、このようなケースにおいて入院からそのまま一時保護利用の可能な制度がある。

### III 本児の供述の変化

**(本児は、最初は幼稚園の担任が対応)**

弟が叩いた、自分が転んでぶった等と説明していたが、同居の男には決して言わないからと、幼稚園の園長が話すと、園長との信頼関係が樹立していたため、「パパが殴った」と話すことにいった。男にかなりの恐れをいだいており、また自分が泣くとそのことが、母親にも波及的にドメスティック・バイオレンス（以下DVと表記する）になる現実を見ており、より本児の心は萎縮する負の効果を出すことになっていた。精神的にもかなりの傷をおっていることになり、心理的虐待をも受けていることが考えられた。

**(内縁の男の虐待への認識)**

虐待との意識は全くなく、しつけと解釈していた。だが、警察に逮捕され裁判を受けてゆく中で、やりすぎたという事実を認めるにいたる。

母親も男を庇う面がみられ母親自身も本児に対する虐待をしつけと見なすふしがあったが、次第にこれはしつけではなく、虐待であるとの認識に立つこととなった。他に母親は、男から暴力を受けていることも本稿には触れないが後の裁判の中で供述した。

#### IV 本児が受けた虐待の事実について 相談所、幼稚園で知り得たもの

(1回目) 平成X年4月12日

両足全体に無数の痣。自転車の練習で転んだと母と本児が言う。背中にも治りかけの痣が1ヶ所あった。

この時点では虐待か否かは判断つかず。

(2回目) 平成X年4月19日

右頬に1×2.5cm<sup>2</sup>程の痣がある。本児は転んでぶつたと言う。背中に小指の爪程の瘡蓋があった。

この時点でも虐待の事実の証拠が得られない。

(3回目) 平成X年4月26日

母親の左目の下に痣

母親が、痣の理由を曖昧にしたので、虐待を疑いはじめる。

(4回目) 平成X年4月30日

本児涙ぐみながら登園。右頬から耳にかけて赤くなっていたが、時間の経過とともに色は退いた。「妹が叩いた。」と本児は言う。

これで、虐待があると言う事実が明白になりつつあった。

(5回目) 平成X年5月2日

涙ぐみながら登園。左頬が赤い。「妹が叩いた。」と本児は言うが、しばらくして、園長が本児にかかわりを持ち、再度尋ねると「パパには言わないでね。」と言った後、「パパに叩かれた。」と言った。母親の見ていないところで叩くとのことであった。

(6回目) 平成X年5月11日

左目目蓋の下が赤くなっていた。最初は妹に叩かれたと言っていたが、本児を安心させ聞き出すと、「パパにグー（げんこつ

か)で叩かれた。」と答えた。

(7回目) 平成X年5月13日

昨日の身体検査で、右腕の内側に爪程の大きさの赤紫の痣が出来ていたと言う報告あり。

(8回目) 平成X年5月16日

親指大の紫色の痣が、足の膝から下に6ヶ所あった。

(9回目) 平成X年6月7日

左目の辺りに痣。「父親に叩かれた。」と本児が言う。パパから、父親に名称が変化している。

平成X年6月11日

母親の顔に痣。

(10回目) 平成X年7月27日

本児、左目の周りに痣。病院受診の結果、検査入院となる。全治数週間。今迄知る中では、一番大きな痣である。

#### V センターの対応についての流れ

(1回目) 平成X年5月2日

虐待通報が幼稚園よりあり。直ぐにセンター職員2名が、園に出向く。本児の様子を観察。写真撮影。幼稚園の教員より状況聴取。今後の対応について指示。

(2回目) 平成X年6月9日

親権者(母親)から状況聴取。虐待防止法に基づき同居人(男)に警告を伝えるように指導。母親には、援助提供の申し入れをする。

(3回目) 平成X年7月9日

母親に電話で連絡。援助関係の継続確認。

(4回目) 平成X年7月27日

虐待の再発。本児の状態を園にて確認。病院へ連れてゆき受診。入院になる。

世帯訪問し、病院へ出向くように伝える。

病院へ、母親と男が来院したところで、職務権限の一時保護を言い渡す。

児童は、一時保護として病院に措置される。

## VI 一時保護の状況

第4回についての状況をより詳細に紹介する。この紹介は、本ケース以後の一時保護のマニュアルとも言える土台としてその後成ったので掲げるものである。

法的には一時保護の行使は児童福祉法第33号1項による決定である。

午後3時30分

病院においてサポート会議開催  
メンバー  
(病院スタッフ)

内科医師	2名
看護師長	1名
医療ソーシャルワーカー	2名
(センタースタッフ)	
弁護士	1名
スーパーバイザー	1名
ケース担当児童福祉司	1名
児童福祉司	5名
心理判定員	1名

病院サイドの処遇意見

近日にCT 検査を予定していたが、母親がそれまでは、家に帰して欲しいと申し出ており、帰宅させるのは危険ゆえ、今から急遽CT検査を行うこととした。

センターサイドの意見も一時保護が必要と判断。

午後4時30分

協議結果として、一時保護に決定。

午後6時30分

医師が母親に退院の説明をする。その後、直ぐに弁護士同席の基にセンター職員が、3名で親権者に一時保護の同意を求め。母親は、判断がつかず、電話で仕事に出かけている、男をよび、男が病院に着くまで暫く、保留となる。

午後7時

男が病院に着いて、面接を再開する。かなり激しい、母親と男からの抵抗、乱心がある。一時保護の理由を説得し同意を求めものも、受理しない。

午後7時30分

児童福祉法33条により、権限での強制一時保護にぎりかえ、母親に決定書を渡す。

午後8時

本児を児童福祉施設に移送し、一時保護となる。

## VII 考 察

児童虐待の事例としては、典型的なものである。一見母子家庭と映るのだが、実際は父親に位置づけられる内縁の男性がおり、同居している。

養育経験もなく、父親の役割は果せる筈もなく、虐待としつけの区別も、つかない。伴侶に対しては子どもが自分に懐かないのは、母親の養育の仕方が悪いと言う自己中心的な発想のもとに、DVに発展する。

本事例が一時保護にスムーズに展開出来たのは、次のような要因が考えられる。

- (1) 幼稚園の早期の通報
- (2) 幼稚園がこどもからの信頼を得ていたこと
- (3) 毎日、児童の登園時の身体チェックを続けたこと
- (4) センターと連絡を常時続けていたこと
- (5) 母親には、センターと幼稚園が連絡を取り合っていることを、クローズにしていたこと
- (6) センターのケース担当福祉司のみが係わるのではなく全職員が連係体制を採ったこと
- (7) 病院に良き理解と協力があつたこと
- (8) 弁護士の法における高度な専門の解釈と問答テクニックの示唆及び後楯があつたこと
- (9) 何度もケース会議を開き、検討を行ったこと
- (10) 一時保護にはかなりの綿密なスケジュールをくみ、何回もシミュレーションを実施したこと

この方略は、その後の児童虐待のケース対応に、かなり参考になったといえる。も

ちろん、事例はどれ1つとして同じものが無いように、方略も絶えず検討し、変えてゆかねばならないが、基本的な線はおさえられているといえよう。

## VIII まとめにかえて

児童相談に携わり、30年余が経つ。

相談内容は時代とともに目まぐるしく変わり、専門性がかなり問われるようになってきており社会からも注目されるに従って、結果に対する評価は厳しくなっている。虐待件数が等比級数的に増えている現在ますますそのニーズは期待されるであろう。しかし相談体制は十分と言えるには程遠い。児童福祉を推進するならば、社会全体が虐待防止に対し、数カ所にしか無い専門機関に任せるのではなく、援助体制を採らねばならないであろう。

終わりに、本稿を執筆するにあたり、貴重な示唆をいただいた東三河児童・障害者相談センターの鈴木センター長及び、資料提供を快く引き受けて頂いた柳瀬主任専門員に謝意を表します。

### 参考文献

- 1 被虐待症候群 池田由子編集 現代のエスプリ 206号 至文堂
- 2 児童虐待 臨床精神医学 26巻 第1号 p5~37 医学書院
- 3 児童虐待を巡る現状と課題 臨床精神医学 32巻 第2号 p123~184 医学書院

### 引用文献

- 児童虐待の早期発見と防止マニュアル 日本医師会・監修 p53~55 明石書店